

## 九州情報大学研究論集印刷・配布・送付・保管要領

(趣旨)

1. 「九州情報大学研究論集編集・発行基準」に基づき『九州情報大学研究論集』(以下、研究論集という。)の印刷・配布・送付・保管に関しては、この要領の定めるところによる。

(印刷)

2. 研究論集の印刷部数は、研究論集編集小委員会(以下、編集小委員会という。)で決定する。

(抜き刷り印刷)

3. 執筆者に対しては、研究論集とともに50部ずつの抜き刷り印刷を配布する。50部を超える抜き刷り印刷を希望する場合は、その費用は執筆者の実費負担とする。

(配布)

4. 研究論集の配布先および部数は以下の通りとする。

(1)以下の対象者に1部を配布する。別途要望があれば、原則として3部を限度として配布する。

学長

副学長

学部長

大学院研究科長

図書館長

学術・教育研究所所長

研究論集編集小委員長

執筆者(共同執筆者含む)

(2)以下の対象者に希望があれば1部を配布する。別途要望があれば、原則として3部を限度として配布する。

専任教員

非常勤教員

事務職員

大学院生

学部生

その他

(3)以下の施設に配布する。

太宰府キャンパス図書館開架用：2部

駅前校舎：編集小委員会において定める。

その他

(送付)

5. 研究論集の送付先および部数は、別に定める送付一覧表に基づき編集小委員会で決定する。

(保管)

6. 研究論集に関する保管については次の通りとする。

(1) 研究論集の残部の保管場所は、編集小委員会が別に定める。

(2) 研究論集の永久保管分は太宰府キャンパス図書館に5部とする。さらに研究論集をPDFデータ化し、電子媒体正副計2つに入力した上で、太宰府キャンパス図書館に永久保管する。PDFデータの運用については別に定める。

(3) 以上の事項は、『麻生福岡短期大学研究紀要』の保管に関しても適用される。

(作業所管)

7. 研究論集の印刷・配布・送付・保管にかかわる作業は編集小委員会の責任で行い、学術・教育研究所職員がこれを補助する。必要に応じて図書館職員が加わるものとする。

(その他)

8. 上記以外の必要事項については、編集小委員会が別に定める。

(要領の改廃)

9. この要領の改廃は、学長が行う。

附 則

平成30年2月8日「『九州情報大学研究論集』の編集・発行について」より改正。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。